

〈2〉 他の法令による受験資格及び免除の範囲 ※○印は免除される範囲

免 許 職 種 (関係する法令)	受 験 資 格 (下記免許等を有する者)	試験免除資格 (下記免許等を有する者)	免除の範囲		
			実 技	関連学科	
				系 基 礎 学 科	専 攻 学 科
溶接科 (労働安全衛生規則) (労働安全衛生法) (ボイラー及び压力容器安全規則)	ガス溶接作業主任者 ガス溶接技能講習修了者 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士	特別ボイラー溶接士	○	○	○
建設機械科 (建設業法施行令)	建設機械施工管理の技術検 定合格者	建設機械施工管理の1級の技術 検定合格者		○	○
冷凍空調機器科 (高圧ガス保安法)	第1種冷凍機械責任者 第2種冷凍機械責任者 第3種冷凍機械責任者	第1種冷凍機械責任者		○	○
発電電科 (電気事業法)	第1種ボイラー・タービン主任技術者 第2種ボイラー・タービン主任技術者	第1種ボイラー・タービン主任 技術者		○	○
電気科 (電気事業法) (エネルギーの使用の合理化に関する法律) ※	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士	同左		○	○
電気工事科 (電気事業法) (エネルギーの使用の合理化に関する法律) 建設業法施行令 電気工事士法	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 電気工事施工管理の技術 検定合格者 第1種電気工事士	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士		○	○
送配電科 (電気事業法)	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者	同左	○ 電気工事		
電子科 (電波法)※	第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士 第1級アマチュア無線技士 第2級アマチュア無線技士	第1級陸上無線技術士	○	○	○
自動車整備科 (自動車整備士技能検定規則) ※	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士	同左	○	○	○
自動車車体整備科 (自動車整備士技能検定規則) ※	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 自動車車体整備士	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 自動車車体整備士	○ 自動車 整備 (内燃 機関を 除く)	○	○ 車枠及 び車体 整備法 を除く
航空機製造科 (航空機製造事業法施行規則)	航空機国家試験合格者	同左		○	○
航空機整備科 (航空機製造事業法施行規則) (航空法)	航空機国家試験合格者 一等航空整備士 二等航空整備士 航空従事者技能証明書	同左	○	○	○
建築科(建築士法)	1級建築士 2級建築士	1級建築士			
枠組壁建築科(建築士法)					
ブロック建築科(建築士法)				○	○
防水科(建築士法)					
プレハブ建築科(建築士法)					
熱絶縁科 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	エネルギー管理士	同左		○	○
測量科 (測量法)	測量士試験合格者 測量士補試験合格者	測量士試験合格者	○	○	○

〈2〉(つづき)

免 許 職 種 (関係する法令)	受 験 資 格 (下記免許等を有する者)	試 験 免 除 資 格 (下記免許等を有する者)	免除の範囲		
			実 技	関連学科	
				系基礎 学科	専攻 学科
ボイラー科 (ボイラー及び圧力容器安全規則) (電 気 事 業 法) (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	特級ボイラー技士 1級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者	特級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者	○	○	○
	エネルギー管理士	同左		○	○
電気通信科 (電波法)	第1級総合無線通信士 第2級総合無線通信士 第3級総合無線通信士 航空無線通信士	第1級総合無線通信士	○	○	○
臨床検査科 (医 師 法) (歯 科 医 師 法) (獣 医 師 法) (臨床検査技師等に関する法律)	医師国家試験合格者 歯科医師国家試験合格者 獣医師国家試験合格者 臨床検査技師	医師国家試験合格者 歯科医師国家試験合格者 獣医師国家試験合格者	○	○	○
		臨床検査技師		○	○
事務科 (公 認 会 計 士 法) (税 理 士 法) (商 工 会 議 所 法) ※	公認会計士試験短答式試験合格者 公認会計士試験論文式試験合格者 税理士試験合格者 簿記1級合格者	公認会計士試験短答式試験合格者 公認会計士試験論文式試験合格者 税理士試験合格者	○	○	○
		簿記1級合格者	簿記		簿記
和裁科 (商工会議所法)	和裁1級合格者 和裁2級合格者	同左	○		
情報処理科 (情報処理の促進に関する 法律施行規則) ※	システムアーキテクト試験合格者 ネットワークスペシャリスト試験合格者 システム監査技術者試験合格者 応用情報技術者試験合格者	システムアーキテクト試験合格者 システム監査技術者試験合格者		○	○
建築物衛生管理科 (建築物における衛生的環 境の確保に関する法律)	建築物環境衛生管理技術者	同左		○	○
介護サービス科 (児 童 福 祉 法) (保 健 師 助 産 師 看 護 師 法) (教 育 職 員 免 許 法) (理 学 療 法 士 お よ び 作 業 療 法 士 法) (社 会 福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 士 法) (精 神 保 健 福 祉 士 法) (就 学 前 の 子 ど も に 関 す る 教 育 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律)	保育士 保健師 助産師 看護師 准看護師 養護教諭 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 保育教諭	・保育士、保育教諭のうち、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの ・保健師、助産師、看護師 ・准看護師のうち、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの ・養護教諭のうち、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの ・理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士のうち、同号の規定に該当するもの ・介護福祉士	○	○	○
港湾荷役科 (労働安全衛生法) (労働安全衛生規則) (クレーン等安全規則)	船内荷役作業主任者技能講習修了者 揚貨装置運転士 クレーン・デリック運転士 移動式クレーン運転士	船内荷役作業主任者技能講習修了証を有し、以下のすべてを有する者 ・大型特殊自動車免許 ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証 ・玉掛け技能講習修了証	○	○	○
		揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許のいずれかを有する玉掛け技能講習修了者	○		

※改正前の関係法令等で一部該当するものがあります。詳細は職業能力開発促進法施行規則別表第11の3で御確認ください。